

消防危第 22 号  
平成 11 年 3 月 17 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

### 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について

消防法（以下「法」という。）においては、製造所等の位置、構造及び設備を変更する時は、当該変更につき法第 11 条第 2 項に規定する市町村長等（以下「市町村長等」という。）の許可を受けるとともに、工事完成後に市町村長等が行う完成検査を受け、製造所等が法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないとされている。

近年の危険物施設を有する事業所における自主保安の進展状況及び市町村長等における危険物規制に係る事務の簡素化、省力化等の必要性の観点から、「規制緩和推進計画の再改訂について」（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）において、一定の要件を満たす危険物の製造・貯蔵施設等の変更工事に伴う完成検査又は完成検査前検査（以下「完成検査等」という。）に関し、自主的な検査を適切に行うことができると認められる者について所要の検討を行うこととされたところである。

このため、消防庁では、この制度のあり方について、安全性を損なわないことを前提に検討を行ってきたところであるが、今般、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事（変更許可に係る工事をいう。以下同じ。）について、市町村長等は事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができることとしたので、下記の通り運用されたい。

ついては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知され、その運用に遺漏のないようよろしくご配慮願いたい。

### 記

#### 1 制度の仕組み

- (1) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査等について、当該市町村長等は当該事業所の自主検査結果を活用して、現地に赴かずに完成検査等を実施して差し支えないものであること。
- (2) 現地に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査等を実施して差し支えないのは、

認定事業所が実施する次の変更工事とすること。

ア 完成検査

次の①～⑥に係る変更工事（ただし、下枠内の a～c に該当するものを除く。）

- ① 建築物及び工作物
- ② タンク（タンク本体、附属設備、防油堤等）
- ③ 危険物取扱機器、配管等
- ④ 消火設備（第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設（防護区域の拡大を伴うものに限る。）を除く。）
- ⑤ 警報設備（自動火災報知設備の新設又は増設（警報区域の拡大を伴うものに限る。）を除く。）
- ⑥ その他（電気設備、制御設備、標識・掲示板等）

- a 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの
- b 容量1,000キロリットル以上のタンク本体の工事(特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の工事を除く。)
- c 次の項目に該当するものとして、市町村長等が変更許可に際して特に指示するもの
  - ・ 製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの（容量10キロリットル以上の20号タンクが新設されるもの等）
  - ・ 当該変更工事に危険物の規制に関する政令第23条を適用したもの（特に一般的でないもの）
  - ・ 法令適用基準の変更を伴うもの（一般の基準から、高引火点危険物に係る特例基準に基準の適用を変更する場合等）

イ 完成検査前検査の対象となる変更工事

容量1,000キロリットル未満のタンクの水張（水圧）試験を要する変更工事

- (3) 事業所について、市町村長等が認定事業所と認めるに当たっては、別添1に定める手続き等によらねたいこと。
- (4) 自主検査結果を活用して完成検査等を行う場合には、別添2に定める手続き等によらねたいこと。

## 2 留意事項

### (1) 部分的な自主検査

市町村長等は、認定事業所の希望により、変更工事（上記1（2）に示す変更工事に該当するものに限る。（2）において同じ。）の一部のみについて、自主検査結果を活用して完成検査等を行うこともできるものであること。

### (2) 市町村長等の現地検査

市町村長等は、認定事業所において行われる変更工事であっても、必要があると認める場合には、現地に赴き完成検査等を実施することができるものであること。

## 別添 1

### 市町村長等が事業所を認定するための手続き等について

事業所について、市町村長等が認定事業所と認めるための手続き等は、以下によらるたい。

#### 1 認定の申請を受領することができる事業所

市町村長等が認定の申請を受領することができる事業所は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内又はこれらの区域と同等の防災上の措置がなされているものとして認められる区域内にあり、かつ、次の各号に該当しないものであること。

- (1) 当該事業所に設置されている危険物施設の使用を開始した日から2年経過していないもの
- (2) 当該事業所に設置されている危険物施設において、次の事故が発生してから2年を経過していないもの
  - ア 死者が1名以上又は重傷者が2名以上発生した火災、爆発、漏洩等の事故
  - イ 社会的影響が大きいと認められる事故（危険物施設以外に大量に危険物が漏洩した事故、周辺住民への避難勧告を伴った事故等）
- (3) 法第3章に規定する市町村長等の命令（法第12条の3に規定する緊急使用停止命令を除く。）を受けて、当該命令に係る改善措置を講じた日から2年を経過していないもの
- (4) 下記3（5）により認定を取り消した日から2年を経過していないもの

#### 2 認定に係る審査基準等

市町村長等は、事業所が下記（1）の審査項目について、下記（2）の審査基準に適合している場合には、当該事業所を認定事業所と認めるものであること。

- (1) 審査項目
  - ア 事業所等の保安体制
    - ① 本社における保安体制
    - ② 事業所における保安体制
  - イ 自主検査体制
  - ウ 事業所の保安実績
    - ① 事故の状況
    - ② 立入検査時の指摘状況
    - ③ 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況これらの項目の詳細については、別紙1-1に示す。

- (2) 審査基準

上記（1）に掲げる審査項目に対応する審査基準を別紙1-2に示す。

#### 3 認定の手続き等

- (1) 認定の手続

市町村長等は、認定を希望する事業所からの申請を受けて、上記2に基づき認定を実

施するものであること。

なお、複数の事業所について工事管理を含めた保安業務が一体となっているもの（合同事業所）については、1の事業所として申請を受けることができるものであること。

申請の際、認定を受けようとする事業所が提出する書類は、認定の審査に必要な事項が記載されていればよく、一定の様式とする必要はないこと。また、新たな資料として作成する必要はなく、既存の資料を活用して差し支えないこと。

なお、規程、マニュアル等については、現地調査で確認すること。

#### (2) 危険物保安技術協会の実施する事前審査

危険物保安技術協会では、事前審査委員会を設けて当該認定に係る事前審査を行うこととしていること。

認定を受けようとする事業所が認定申請時に事前審査の結果を添付した場合には、市町村長等は、当該事前審査の結果を活用し、当該認定に係る審査事務の迅速化及び簡素・合理化を図ることができること。

事前審査を活用する場合の手続きの流れを別紙1-3に示す。

#### (3) 認定の有効期限及び認定の更新

認定の有効期間は、5年間とすること。認定事業所が認定の有効期間の経過後も継続して認定を受けようとするときは、市町村長等に認定の更新の申請を行うものであること。市町村長等が認定の更新を実施するにあたっては、上記(1)及び(2)を準用すること。

#### (4) 変更の認定

認定を受けた後に、認定事業所が審査項目に係る保安体制等を変更しようとする場合には、市町村長等は変更の認定を行うものであること。ただし、保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更についてはこの限りでない。

変更の認定にあたっては、上記(1)及び(2)を準用すること。

変更の認定を受けた場合においても、当該変更の認定に係る認定の有効期間は従前の通りであること。

#### (5) 認定の取り消し

市町村長等は、認定事業所が次に掲げる事由の一つに該当すると認めるときは認定を取り消すことができるものであること。

ア 上記1に規定する認定の申請を受理することができる事業所の要件に適合しなくなったとき

イ 上記2(2)に規定する認定に係る審査基準(上記2(1)ア及びイに係る部分に限る。)に適合しなくなったとき

ウ 認定事業所が上記(4)に規定する認定を受けずに審査項目に係る保安体制等(保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更等を除く。)を変更した場合

別紙 1 - 1

事業所認定の審査項目

ア 事業所等の保安体制

ア 事業所等の保安体制	A 本社における保安体制	a 基本姿勢
		b 保安管理
	B 事業所における保安体制	a 基本姿勢
		b 組織
		c 教育訓練
		d 事故対策等
		e 工事管理

イ 自主検査体制

イ 自主検査体制	A 自主検査組織	
	B 自主検査業務	a マニュアル
		b 検査記録

ウ 事業所の保安実績

ウ 事業所の保安実績	A 事故の状況	a 事故時の対応
		b 事故原因
		c 事故後の改善状況
	B 立入検査時の指摘状況	a 指摘内容
		b 改善状況
	C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況	a 指摘内容
		b 改善状況

## 別紙 1-2

### 事業所認定の審査基準

#### ア 事業所等の保安体制について

ア 事業所等の保安体制/A 本社における保安体制/a 基本姿勢	
審査項目	審査基準
保安に係る基本姿勢	・保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が文書により定められるとともに、実践されていること。

ア 事業所等の保安体制/A 本社における保安体制/b 保安管理	
審査項目	審査基準
1 保安管理体制の整備	・保安管理を担当する部署が組織されており、その責任の所在が明確になっていること。
2 保安管理の推進	・各事業所の保安管理実績の検討等、事故の発生防止等に関する重要事項等について指導、助言等が行われていること。

ア 事業所等の保安体制/B 事業所における保安体制/a 基本姿勢	
審査項目	審査基準
1 基本姿勢	・事業所の保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 ・これらの諸施策が従業員（協力会社も含む。）に理解され、実践されていること。
2 規程の整備	・保安に関する規程が整備されていること。
3 本社との連携	・本社からの保安に関する重要事項の指導、助言について、当該事業所において反映されるとともに、保安に係る事項について必要に応じ本社にフィードバックしていること。

ア 事業所等の保安体制/B 事業所における保安体制/b 組織	
審査項目	審査基準
組織	・保安管理、工事管理、自主検査管理、事故対策管理、教育管理等の機能をもった組織があり、それぞれの責任及び権限の所在が明確にされ、かつ、文章化されていること。 ・それぞれの組織間の連絡調整等が図られ、また、各組織が円滑に職務を遂行していること。

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／c 教育訓練	
審査項目	審査基準
1 教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事管理、自主検査、事故時対応について、教育訓練に関する規程が策定されており、その内容が適正で、確実に実行されていること。</li> <li>・教育訓練の実施記録がとられていること。</li> </ul>
2 教育記訓練の記録	

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／d 事故対策等	
審査項目	審査基準
1 事故等対策規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等対策規程が整備され、その内容が適正であること。</li> <li>・事故時等の対処の方法が定められ、かつ、適切に実行される体制が整備されていること。</li> <li>・事故等が発生した場合、その原因を調査分析する体制が明確に定められていること。</li> <li>・事故等についての情報を収集し、調査分析を行い、自社の事故等対策に活かしていること。</li> <li>・事故等対策の調査検討会が開かれ、事故等再発防止対策が講じられていること。</li> </ul>
2 事故等への対応	
3 事故等原因調査体制	
4 事故等危険要因への措置	

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／e 工事管理	
審査項目	審査基準
1 工事管理規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事管理規程が整備され、その内容が適正であること。</li> <li>・各種工事の標準仕様書が整備され、その内容が適正であること。</li> <li>・工事計画、施工方法について評価検討され、その危険要因を抽出し、対処解決策が講じられたうえで、工事着工がなされる体制がとられていること。</li> <li>・工事管理規程に基づき適正な工事管理がなされていること。</li> <li>・工事計画、施工方法の決定事項について協力会社への指導が適切に行われ、工事施工者まで適正に伝わっていること。</li> </ul>
2 工事計画評価体制	
3 工事管理	
4 協力会社との連携	

#### イ 自主検査体制について

イ 自主検査体制／A 自主検査組織	
審査項目	審査基準
自主検査組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査を担当する組織があり、その責任と権限が明確になっていること。</li> <li>・関係会社を交えて検査を実施する場合は、監督、指示等を適切に行うことができる体制であること。</li> </ul>

イ 自主検査体制／B 自主検査業務／a マニュアル	
審査項目	審査基準
1 検査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程ごとの検査方法が明確になっていること。</li> <li>・検査の種類ごとに検査の手順、判断基準等が適正であり、明確になっていること。</li> <li>・検査の種類ごとに検査員の資格が明確になっており、それらが適正であること。</li> </ul>
2 検査手順	
3 検査実施者等	

イ 自主検査体制／B 自主検査業務／b 検査記録	
審査項目	審査基準
検査記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査記録表は、検査の内容、結果、責任者、実施者、検査条件が明確にわかるものになっていること。</li> <li>・検査記録表の保管について、責任者が定められていること。</li> </ul>

#### ウ 事業所の保安実績について

ウ 事業所の保安実績／A 事故の状況／a 事故時の対応	
審査項目	審査基準
1 事故発生時の初動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の初動体制は適切であること。</li> <li>・関係機関に適切に通報がなされていること。また、通報が適切でなかったときは、原因究明が行われていること。</li> <li>・事故対策本部及び事業所内対応組織の運営が円滑に行われていること。</li> </ul>
2 事故対策本部及び事業所内対応組織の運営	

ウ 事業所の保安実績／A 事故の状況／b 事故原因	
審査項目	審査基準
事故原因調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故原因調査が適切に行われていること。</li> </ul>

ウ 事業所の保安実績／A 事故の状況／c 事故後の改善状況	
審査項目	審査基準
1 事故の再発防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故原因を究明し、再発防止のため、類似の危険要因を排除するための措置が講じられていること。</li> <li>・事故対応の不備が抽出され、教育訓練等の改善が行われていること。</li> </ul>
2 教育訓練への反映	

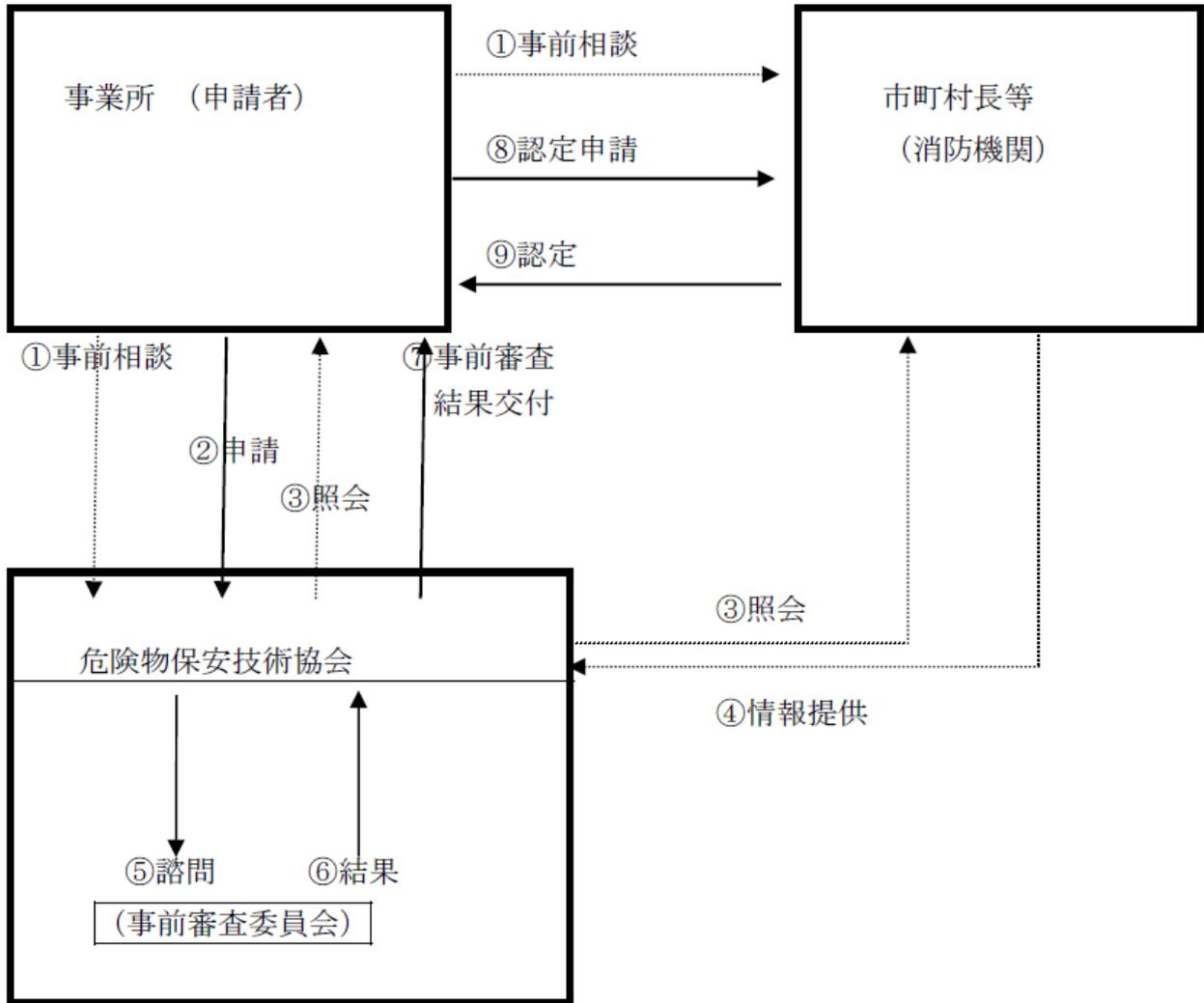
ウ 事業所の保安実績／B 立入検査時の指摘状況／a 指摘内容	
審査項目	審査基準
立入検査時の指摘内容	・重要な指摘がないこと。

ウ 事業所の保安実績／B 立入検査時の指摘状況／b 改善状況	
審査項目	審査基準
改善状況	・指摘事項が迅速に改善されていること。 ・改善されない場合には、適切な理由があること。

ウ 事業所の保安実績／C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況／a 指摘内容	
審査項目	審査基準
指摘内容	・重要な指摘事項がないこと。

ウ 事業所の保安実績／C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況／b 改善状況	
審査項目	審査基準
改善状況	・指摘事項が迅速に改善されていること。 ・改善されない場合には、適切な理由があること。

事前審査を活用する場合の手続きの流れ



## 別添2

### 完成検査等の手続等

#### 1 完成検査の方法

##### (1) 自主検査結果報告書（完成検査用）等の内容

市町村長等は、認定事業所が記の1（2）アに規定する変更工事に該当する工事に係る完成検査について自主検査結果の活用を希望する場合には、完成検査申請時に、次の内容の書類を提出させること。

ア 認定事業所が実施した自主検査により、変更許可どおりに変更工事が完了していることを証明する書類（以下「自主検査結果報告書（完成検査用）」という。（別紙2-1に例を示す。))

イ 当該完成検査に関係する技術基準について、検査項目及び検査結果が確認できるチェックリスト（以下「チェックリスト」という。))

##### (2) 自主検査結果報告書（完成検査用）等の活用方法等

完成検査に係る各手続きにおける自主検査結果報告書（完成検査用）等の活用方法は、次の通りであること。なお、当該手続きの流れを別紙2-2に示す。

##### ア 変更許可申請時

自主検査結果報告書（完成検査用）の円滑な活用を図るため、認定事業所が完成検査申請時に提出するチェックリストに自主検査を行う項目を明らかにしたうえで、変更許可申請時に申請書とともに提出させ、あらかじめ確認しておくこと。この場合において、当該チェックリストは、検査該当項目のみが明確にされていれば足りるものであること。

##### イ 完成検査申請時

認定事業所に対し、完成検査申請時に申請書とともに、自主検査結果報告書（完成検査用）及びチェックリストを提出させること。

##### ウ 完成検査時

市町村長等は、認定事業所から提出された自主検査結果報告書（完成検査用）及びチェックリストを活用して、現地に赴かずに完成検査を実施し、基準に適合していると認められる場合は、迅速に完成検査済証を交付すること（午前中に完成検査の申請があった場合は、完成検査を実施し、当該申請のあった日に完成検査済証を交付するよう努めること）。

#### 2 完成検査前検査の方法

##### (1) 自主検査結果報告書（完成検査前検査用）等の内容

市町村長等は、認定事業所が記の1（2）イに規定する変更工事に該当する工事に係る完成検査前検査について自主検査結果の活用を希望する場合には、完成検査前検査申請時に、認定事業所が実施した自主検査により、変更工事に係る液体危険物タンクが水張（水圧）試験に関する基準に適合していることを証明する書類（以下「自主検査結果報告書（完成検査前検査用）」という。（別紙2-3に例を示す。))を提出させること。

(2) 自主検査結果報告書（完成検査前検査用）等の活用方法等

完成検査前検査に係る各手続きにおける自主検査結果報告書（完成検査前検査用）の活用方法は、次の通りであること。なお、当該手続きの流れを別紙2-4に示す。

ア 変更許可申請時

認定事業所に対し、変更許可申請時に申請書の「その他の必要な事項」欄に完成検査前検査において自主検査結果を活用する旨明記させること。

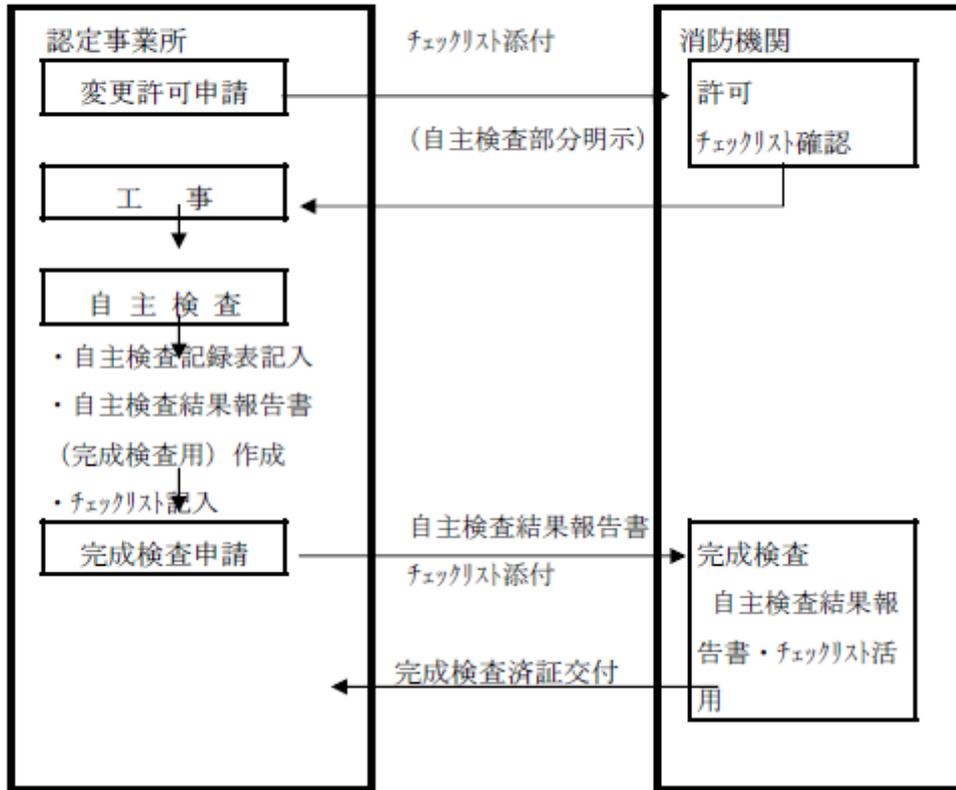
イ 完成検査前検査申請時

認定事業所に対し、完成検査前検査申請時に、自主検査結果報告書（完成検査前検査用）を提出させること。

ウ 完成検査前検査時

市町村長等は、認定事業所から提出された自主検査結果報告書（完成検査前検査用）を活用して、現地に赴かずに完成検査前検査を実施し、迅速にタンク検査済証を交付すること。





## 自主検査結果報告書

（完成検査前検査用）

平成 年 月 日

工事名

事業所名

（完成検査前検査用）

### 1 変更工事内容（概要）

（平成 年 月 日 許可番号 ）

### 2 検査内容

（1）検査項目（いずれか該当するものに○をつけること。）

- ・ 水張試験
- ・ 水圧試験

（2）使用した検査要領等

（ ）  
（ ）

3 検査年月日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 検査責任者職氏名

### 5 総合判定

変更許可を受けた工事に係る液体危険物タンクが水張（水圧）試験に関する基準に適合することを確認した。

